

日田市規則第57号

日田市障害児に係る児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年6月28日

日田市長 原 田 啓 介

日田市障害児に係る児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

日田市障害児に係る児童福祉法施行細則（平成12年規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（通所給付決定の変更申請）</p> <p>第5条 法第21条の5の8第2項の規定による通所給付決定の変更の決定（次条において「変更決定」という。）を受けようとする通所給付決定保護者（<u>法第6条の2の2第9項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）は、法第21条の5の8第1項の規定により障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第9号）を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>（障害児相談支援給付費の支給）</p> <p>第10条 福祉事務所長は、法第21条の5の7第4項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により障害</p>	<p>（通所給付決定の変更申請）</p> <p>第5条 法第21条の5の8第2項の規定による通所給付決定の変更の決定（次条において「変更決定」という。）を受けようとする通所給付決定保護者（<u>法第6条の2の2第8項</u>に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）は、法第21条の5の8第1項の規定により障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第9号）を福祉事務所長に提出しなければならない。</p> <p>（障害児相談支援給付費の支給）</p> <p>第10条 福祉事務所長は、法第21条の5の7第4項（第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）の規定により障害</p>

児支援利用計画案（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画案をいう。以下同じ。）の提出を求めるときは、障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第15号）により行うものとする。

2～4 略

5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者について法第6条の2の2第9項に規定する継続障害児支援利用援助のモニタリング期間（同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。）を変更するとき、モニタリング期間変更通知書（様式第19号）により当該対象者に通知するものとする。

6 略

児支援利用計画案（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画案をいう。以下同じ。）の提出を求めるときは、障害児支援利用計画案提出依頼書（様式第15号）により行うものとする。

2～4 略

5 福祉事務所長は、障害児相談支援対象保護者について法第6条の2の2第8項に規定する継続障害児支援利用援助のモニタリング期間（同項に規定する厚生労働省令で定める期間をいう。）を変更するとき、モニタリング期間変更通知書（様式第19号）により当該対象者に通知するものとする。

6 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。